

総合教育会議について

1. 「総合教育会議」とは

(1) 設置の趣旨

- 改正地方教育行政法により、全ての地方公共団体において創設（設置）されるもの。
- 首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、民意を反映した教育行政を推進していくための対等な執行機関同士の協議及び調整の場として設定。
(条例又は規則等において総合教育会議の設置を定める必要はない)

(2) 運営方針

- 会議の招集 原則として首長が招集する。
必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 会議の公開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開することとされている。

(3) 協議事項（決定機関や諮問に対して審議を行う諮問機関では無い）

- 「大綱」の策定に関する協議の他、以下の事項の協議・調整を行う
 - ・教育を行うための諸条件整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興のために重点的に講じる施策
 - ・児童生徒の生命・身体への被害、あるいは被害が及ぶ恐れがある場合の緊急措置

(4) 開催周知方法

- 招集案内 市長名で教育委員へ案内。
- 開催周知方法 佐伯市告示、市ホームページ、マスコミ（傍聴可能）。

(5) 開催頻度

- 年2、3回を目標（市長あるいは教育委員会が協議したい事項ができた時、あるいは、緊急事態が生じたときに、随時開催。）

2. 「大綱」とは

- (1) 地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針。
- (2) 市長と教育委員との協議・調整に基づき「教育振興基本計画※」の内容を参酌して定める。
(協議・調整により「教育振興基本計画」をそのまま「大綱」とすることも可能)

※教育振興基本計画

- ・国、地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針を決定（教育基本法第17条）
- ・佐伯市では「佐伯市長期総合教育計画中間年改訂版（さいき“まなび”プラン2012）」を平成24年度から28年度までの5か年計画で策定
- (3) 大綱を定めたり変更を行う場合、あらかじめ「総合教育会議」において協議。また、策定については市長の任期等を踏まえ、おおむね4～5年に1度と想定される。

[大綱の内容]

- ・ 策定期限：平成27年4月1日の改正地方教育行政法施行以降に速やかに策定
- ・ 大綱の内容：改正地方教育行政法に記載内容について定めは無く自治体の判断により決定
(目標や施策の方針について定めるものであり、詳細な施策を定めるものではない)
<想定されている主な記載事項>
学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
(政治的中立性が必要な内容、個別の教職員人事や教科書採択等は馴染まない)